

軍縮問題資料

軍縮

1994. **2**

No.159

●特集 核管理と核拡散

- 核廃絶の国際法を制定せよ 宇都宮徳馬
- 冷戦後の軍縮と軍備管理 今井隆吉
- 核軍縮交渉の経過と現状 中馬清福
- 戦域ミサイル防衛とは何か 豊田利幸
- ビキニ40周年の核状況 服部学
- 南アフリカ核爆弾廃棄の背景 楠原彰
- 核不拡散条約の今後 庄野直美
- 選挙制度改革と民主主義 國弘正雄
- ドイツ市民運動の苦悩 山本知佳子
- 憲法九条の普遍的真理 C・オーバービー／豊田利幸／樋口陽一

Utsunomiya Disarmament Research Institute

核不拡散条約の今後

庄野直美

一 核不拡散条約 (NPT) とは

一九七〇年三月に発効した「核兵器の不拡散に関する条約」 [Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons] を簡潔に核不拡散条約、英語では NPT (Non-Proliferation Treaty) と呼ぶ慣例になっている。この条約の前文は省略し、本文の十一カ条の要旨をまとめると次のようになる (カッコの部分は筆者の注釈)。

第一条 (核兵器国の義務) この条約の締約国である核兵器国 (後の第九条で定義される五カ国) は、核兵器その他の核爆発装置またはその管理をいかなる者に対しても移譲しない。

第二条 (非核兵器国の義務) 締約国である非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置を製造せず、またそれに関する援助も求めない。

第三条 (非核兵器国と IAEA との協定) 締約国である非核兵器国は、原子力平和利用を核兵器へ転用しないことを

国の過半数の賛成で承認されねばならず、その過半数の中には、締約国であるすべての核兵器国および IAEA の理事国である他のすべての締約国を含む。(この規定は、条約改正の際に核兵器国と IAEA 理事国が、拒否権を持っていることを意味する。)

第九条 (寄託国の指定、核兵器国の定義) この条約の批准書および加入書は、イギリス、ソ連、アメリカ (原文では正式名称) の政府に寄託する。また、この条約において核兵器国とは、一九六七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造・爆発させた国をいう。

第十条 (脱退、有効期間) 各締約国は、異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、条約から脱退する権利を有する。また、条約の効力発生から二十五年後 (一九九五年) に、条約が無期限に効力を有するか、または一定期間 (複数の期間も含めて) 延長されるかを決定する会議を開き、その決定は締約国の過半数の賛成で行う。

第十一条 (条約の正文) この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語および中国語をひとしく正文とする。以上の要旨から成る NPT は、次の節の第一表で示すように早くから核兵器国であった、アメリカ、ソ連、イギリスが中心になって交渉し、一九六八年七月に各国の加入を求めて公開された後、七〇年三月に発効した。また右の三カ国は、六三年八月に部分的 (空中と水中の) 核実験禁止条約を締結していた。これらの事実は、米・ソ・英が核問題における優越感と特権意識を持っていたことの現れと解釈できる。そのためにフラ

確認するため、国際原子力機関 (IAEA) と協定を締結する。

第四条 (原子力平和利用の権利) この条約は、原子力平和利用に関する締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものではなく、すべての締約国は、平和利用のための設備・資材・情報を最大限に交換することを約束する。

第五条 (核爆発の平和的应用) 締約国である非核兵器国は、国際的監視と手続きの下で、核爆発の平和的应用から生ずる利益を享受することができる。(これは、大規模な土木工事などでの核爆発応用を意味していたが、現在では空文に等しい。)

第六条 (軍縮交渉の約束) 各締約国は、核軍備競争の早期停止と核軍備縮小とに関する効果的措置について、また嚴重な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

第七条 (地域的非核化の権利) この条約は、各国が地域的非核化条約を締結する権利に影響を及ぼすものではない。

第八条 (条約の改正) この条約のいかなる改正も、締約

国と中国は、第九条で核兵器国と認められていたにもかかわらず、九二年にようやく NPT へ加入した。

一方、非核兵器国の側からすれば、NPT は異常かつ不平等な条約と言わざるを得ない。その大きな理由は、人類の滅亡を招く核兵器保有が、特定の国に対しては認められていること (第一条と第九条)、核爆発の平和的应用の利益が愚考されていたこと (第五条)、および条約改正に際して核兵器国の拒否権が存在すること (第八条) にみられる。

このことに対して核兵器国は、国によって考え方は異なるが一般的に、核軍縮の努力を継続するとか、核兵器保有は自衛のためであると言ってきた。また核兵器国は、日本など非核兵器国が NPT の不平等性を批判すると、それは核兵器保有を考えているからであろうと反発する。しかし大多数の非核兵器国は、人類史上最悪の凶器である核兵器の廃絶が、一日も早く実現することを願っている。このことは、次の節で述べるように大多数の非核兵器国が、NPT の異常性と不平等性を知りながら「核兵器不拡散」という言葉に期待して、NPT へ加入していることに端的に現れている。

二 現在の NPT 加入国

前節で述べた事情によって、各国が NPT へ加入した時期 (すなわち締約の時期) は様々であり、例えばドイツと日本の加入は、一九七五年と七六年であった。とはいえ九三年末では、世界の百八十六カ国のうち次に記す百五十八カ国が、NPT へ加入している。(この第二表は国連資料に基づくも

のであるが、簡潔化のため多くの国名に略称を用いた。

アジア(三十三カ国)——アフガニスタン、バレーン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、キプロス、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、韓国、北朝鮮、クウェート、ラオス、レバノン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、フィリピン、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タイ、トルコ、ベトナム、イエメン。

太平洋諸国(十カ国)——オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージールランド、パプアニューギニア、ソロモン、トンガ、ツバル、西サモア。

第一表 核兵器国による最初の核実験の年

区分	アメリカ	ソ連	イギリス	フランス	中国
原爆	1945年	1949年	1952年	1960年	1964年
水爆	1952年	1953年	1957年	1968年	1967年

アフリカ(四十七カ国)——ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カボベルデ、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボアール、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モリシヤス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ニジェール、ルワンダ、サント・プリンスペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダ

ン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザイル、ザンビア、ジンバブエ。

ヨーロッパ(三十八カ国)——アルバニア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、クアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、連合王国(通称イギリス)、ウズベキスタン、バチカン。

北米(二カ国)——カナダ、アメリカ。
中米(二十カ国)——アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ハイティ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントピセント・グレナディン諸島、トリニダード・トバゴ。
南米(八カ国)——ボリビア、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ。
以上の表に含まれない国は、二十八カ国である。アジアで言えばインド、イスラエル、パキスタンは、NPT未加入国であるとともに核兵器の保有が疑われてきたが、特にインドは一九七四年に明白に核実験を行った。北朝鮮は八五年にN

P.Tへ加入したが、昨年(九三年)三月に脱退を宣言した。これに対して国連安保理事会が、五月に脱退の再考を求める決議を行ったが、問題は未解決のまま残されている。

南アフリカは、九一年にNPTへ加入したが、昨年三月の同国大統領発表によると、七四年から核兵器開発を行って、九〇年に六個の核兵器を廃棄したという。

旧ソ連では十五の共和国が一つの連邦としてNPTへ加入していたが、分裂後の現在はアゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ロシア、ウズベキスタンの七カ国だけが加入している。ウクライナなどに存在する核兵器が今後の大きな問題となっている。

三 日本は今後何をなすべきか

一九四五年八月のアメリカによるヒロシマ・ナガサキへの原爆投下は、核兵器の威力のすさまじさを人類に知らせた。

それにもかかわらず戦後、核兵器の保有国が増加し、また核兵器・運搬手段・電波技術から成る核兵器体系が、人類と環境の破壊を招くまでに発達したのは、米・ソを中心とする東西両陣営の対立と核抑止論が存在したためである。核抑止論とは、核兵器の保有によって敵国をおどし、戦争の意図を抑え込むという考え方であるが、この考え方のもとでは、相手よりも更に強力な核兵器体系を持つことが必要なので、激しい核軍拡競争が展開されることになる。その結果、一九八五年頃までに核兵器国(米・ソ・英・仏・中)によって蓄積された核兵器の総量は、

最大推定値として二万二千メガトン(個数にして五万四千発)と考えられ、このメガトン数の九三%は米・ソによって蓄積された。ここで一メガトンは、TNT火薬の爆発力に換算して百万トンを意味するとともに、第二次世界大戦で使われた砲弾・爆弾の総量の三分の一、また広島原爆(TNTに換算して一万五千トン分)の六十七発に相当する。

ところが八五年をすぎ、米・ソの冷戦緩和が始まり、ソ連が崩壊してロシアがその代表的国家となり、また東西両陣営の平和的共存が進行してきた。したがって今後の人類は、核兵器保有が理由のいかんによらず絶対悪であることをまず確認して、核抑止論という愚かな考え方を放棄し、共存だけでなく共生する時代に移らねばならない。とはいえ共生の時代は大きな目標であって、そこに至るまでは核兵器廃絶(すなわち核兵器完全禁止条約の実現)が達成されねばならない。

現在までのところ米・ソは、九一年と九三年に戦略核兵器削減条約(S.T.A.R.T.)を締結して、二〇〇三年までに戦略(長距離用)核兵器を共に三千〜三千五百発まで削減することを約束した。しかしこれが実行されても、英・仏・中の核兵器と米・ソの戦術(短距離用)核兵器が削減されねば、二〇〇三年になお数万発の核兵器が残ることになる。

核実験禁止については、昨年(九三年)八月のジュネーブにおける軍縮会議で、包括的核実験禁止条約のための多国間交渉開始が合意されたが、この条約の実現はまだ確定的でない。また現状を考えれば、核兵器完全禁止条約の早期実現は

困難である。

このような状況の中で、来年（九五年）の四月十七日から五月十二日までニューヨークにおいて、NPTの無期限延長か一定期間延長かが、加入国の過半数の賛成で議決される。この会議の期間は昨年五月に決定されたが、同じ月に私たち学者を中心とする広島有志は、「核不拡散条約を考える会」（以下NPT研究会と略称）を結成した。そのNPT研究会はまず、七月の東京におけるサミット（七カ国首脳会談）の少し前に、NPT無期限延長に反対する要望書を当時の宮沢首相（サミットの議長）に提出した。その根底にあった論理は、NPTが無期限に延長されれば、この条約で公認されている核兵器国が無期限に続く、ということであった。またこの要望書を提出した動機には、九二年七月のドイツ・ミュンヘンでのサミットにおいて、NPT無期限延長支持が宣言されたことが大きく作用していた。なお広島市の平岡市長は、昨年四月の国連NGO軍縮特別総会において、NPT無期限延長に強い危惧の念を表明するとともに、核兵器国が核兵器廃絶の意志を世界に明示することを要望した。

ところで東京サミットにおいては、NPT無期限延長支持が明確には打ち出されなかった。そのためサミット後からアメリカや一部欧州において、日本は将来の核武装を考えているのではないか、という疑念が広がった。この疑念は、日本のプルトニウム蓄積に関連してアジアでも以前から広がっていたので、後で更に説明する。

一方、東京サミット後の昨年八月、新政権が誕生して細川

条の約束の厳正な義務付けが行われる必要があるが、その場合、非核兵器国の合意と団結が大きく作用するであろう。

このような方策を日本政府が推進する場合に必要なことは、核兵器保有を否定する日本の国是を国際的に明示することである。早くも一九五六年一月から施行された日本の原子力基本法では、原子力平和利用の正しい運営と発展を願って、民主・自主・公開の原則が設定されるとともに、核兵器に関する研究開発の一切が否定されている。このことは、海外だけでなく国内でもあまり知られていないと思う。ただし現在までのところ世界全体において、ウランによる原子力発電（原発）には重要な課題が残されている。すなわち、原発事故の防止はもとより、原発で生じるプルトニウムの適正な処理が実行されねばならない。プルトニウムは、理論的には原発に再利用できるが、一方で核兵器の原料である。したがって日本政府は、自国で進行中のプルトニウム蓄積の実態を世界に積極的に情報公開し、さらにプルトニウム国際管理制度の実現のため積極的に動く必要がある。

次に、日本の非核三原則について言えば、これは佐藤首相時代の六七年末、アメリカからの沖縄返還に関する国会論議で政府によって提唱され、その後の政府に継承されて国是となった。しかし前に述べたように現在は、日本の核武装を恐れる国際世論が、アジアだけでなくアメリカや欧州にも広がっている。したがって非核三原則の法制化は、日本政府が当面する切実な課題である。なおここで付言すれば、日本がアジア諸国と協調して、アジア非核化条約の実現に努力するこ

首相が登場した。そこで九月上旬、広島だけでなく長崎と全国の有志に拡大されたNPT研究会は、百五十人の連名で細川首相へ要望書を提出した。その骨子は、宮沢首相への要望を更に具体的に述べた上で、平和憲法を持ち非核三原則を国是とする被爆国日本の政府は、NPT無期限延長を軽々に支持することなく、核兵器廃絶の早期実現に向けて主導的役割を果たすべきである、という内容であった。

この要望を提出後の九月下旬、細川首相は国連総会において、NPT無期限延長を支持すると同時に、核兵器国による核兵器保有恒久化に反対する、という骨子の演説を行った。しかしそれは国民の期待に反して、論理的矛盾を含むとともに具体性に欠けていた。なぜならば、NPTが無期限に延長されれば前に述べたように、国際的承認のもとで核兵器国の存在が恒久化される。また、それを阻止するためにはNPTが改正される必要があるが、NPTの早期改正は、核兵器国の拒否権が存在するため（第八条）容易なことではない。

それでは当面、日本をはじめ各国は何をなすべきか。これに対するNPT研究会の見解を述べれば、NPTを一定期間延長して、その期間内に核兵器完全禁止条約の実現を図ることが、現実的に可能な方策である。そのためにはまず各国が包括的核実験禁止条約の早期締結に努力しなければならない。また各国は、NPT第六条で軍縮交渉の約束がなされているにもかかわらず、核兵器国による妨害だけでなく非核兵器国の怠慢もあって、この条文が空文に終わって来たことを反省しなければならない。その上で右の一定期間の初期に、第六

とは、大きな意味を持つとともに、NPT第七条によっても認められている。

以上の課題をかかえながら日本と各国は、一年後のNPT検討会議において、人類が共生できるか否かを方向付けることになる。またその年はヒロシマ・ナガサキの被爆五十周年に当たるが、ヒロシマ・ナガサキの心とは、核兵器を廃絶して共生するという決意である。したがって私たちNPT研究会は、今後入会する人々と共に、核兵器廃絶へ向けて一層努力しなければならない。そのための当面の活動は、国際的平和組織と連絡するとともに国連、核兵器国、日本政府、NPT加入の非核兵器国などへ要望を行うことである。

国際的平和組織との連絡に関してはまず、IPPNW（核戦争防止国際医師会議、日本支部長・広島県医師会・福原照明氏）およびパグウォッシュ会議（日本の連絡先、慶応大学・小沼通二氏）との相談が進行中である。なおパグウォッシュ会議は、ラッセル・アインシュタイン宣言（湯川秀樹先生も含む十一人が五五年に署名）に基づいて、カナダ・パグウォッシュでの五七年科学者会議から始まったものである。

国連について考える場合、国連組織であるWHOが、IPPNWなどの要望に基づいて、国際司法裁判所に核兵器使用の非合法性に関する判断を求めたことは、重要な意味を持つ。これの良き結論が期待される一方、今後の大きな問題は、非核兵器国政府の過半数が団結できるか否かにあり、この問題において日本政府が果たすべき役割は極めて重大である。

（しよのな おみ・理論物理学／広島女学院大学名誉教授）